

令和6年度 富山県地域医療再生修学資金貸与生募集要領

令和6年4月
富山県

1 募集内容

区 分	【前期コース】	【後期コース】
貸与の対象	大学1～4学年の医学生	大学5、6学年の医学生
	県内の公的病院等において診療に従事する意志のある方	県内の公的病院等の小児科、外科（※1）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）において診療に従事する意志のある方
貸与期間	大学4学年まで	大学6学年まで
貸与金額	月額 50,000円 利率 年5% (1学年の医学生は、入学月加算額 300,000円の貸与を受けることができます。)	月額 100,000円 利率 年5%
返還免除	県が別に定めるキャリア形成プログラム（※3）に基づいて、 ・県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。 ・臨床研修修了後、直ちに県内の公的病院等の医師として勤務し、その期間が貸与期間の2倍に相当したとき、返還が免除されます。	県が別に定めるキャリア形成プログラム（※3）に基づいて、 ・県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。 ・臨床研修修了後、直ちに県内の公的病院等の小児科、外科（※1）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）の医師として勤務し、その期間が貸与期間の1.5倍に相当したとき、返還が免除されます。
募集人数	20名 ・富山県出身者枠 15名 ・富山県外出身者枠 5名	10名 ・富山県出身者枠 5名 ・富山県外出身者枠 5名

前期コース及び後期コースの両方の貸与を受けられた場合、返還免除については、後期コースの返還免除の取扱いと同じになります。

(※1) 外科とは、新専門医制度の基本領域における「外科」のみを指し、整形外科、形成外科は含みません。基本領域「外科」を修了した後、専門分野に従事する場合は、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科を対象とします。

(※2) 基本領域「内科」を修了した後、「感染症」の専門分野に従事する場合は対象とします。その場合に限り、修学資金の返還を免除します。(基本領域「内科」を修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合、基本領域「内科」の従事期間も返還免除の対象とはなりません。)

(※3) キャリア形成プログラムとは、修学資金の貸与を受けて、卒業後医師免許を取得した者を対象として、地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師不足地域・診療科の解消を目的として、富山県が主体となり策定された医師の就業に係るプログラムです。

* 公的病院等については、次ページに説明しています。

* 総合診療科の医師については、次ページに説明しています。

【説明1】

「公的病院等」とは、次の①から③のいずれかの病院等をいいます。

①公的病院

富山県内において以下のいずれかに該当する者が開設する病院又は診療所

- ア) 医療法第7条の2第1項第1号、第3号又は第8号に掲げる者
- イ) 医療法施行令第4条の6第1項に定める独立行政法人
- ウ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人
(県内に主たる事務所の所在地を有する者に限る。)
- エ) 日本郵政株式会社

具体的には、概ね以下の病院又は診療所が該当します。

(病院)

県及び県内の市町が開設する病院、富山赤十字病院、済生会富山病院、
済生会高岡病院、厚生連滑川病院、厚生連高岡病院、富山労災病院、
富山大学附属病院、国立病院機構富山病院、富山西総合病院
地域医療機能推進機構高岡ふしき病院、
国立病院機構北陸病院、公立学校共済組合北陸中央病院

(診療所)

公立のへき地診療所 等

②富山県内の分娩を取り扱う病院又は診療所

③富山県内の臨床研修病院（基幹型）

具体的には、令和6年4月現在、以下の12病院が該当します。

富山県立中央病院、富山大学附属病院、黒部市民病院、富山市立富山市民病院、
富山赤十字病院、済生会富山病院、高岡市民病院、済生会高岡病院、厚生連高岡病院、
金沢医科大学氷見市民病院、市立砺波総合病院、南砺市民病院

【説明2】

「総合診療科の医師」とは、いわゆる「総合診療」の診療に従事する医師をいいます。

〔 総合診療（患者を総合的に診断し、必要に応じ自ら治療を行い、又は当該患者の疾患の状
態に応じ適切な診療科、医療機関等を紹介することをいう。）に従事する医師 〕

2 申請書類の提出

(1) 申請書及び添付書類

書 類	前期コース	後期コース
ア 申請書	修学資金貸与申請書（様式第1号） 下記※1のとおり	修学資金貸与申請書（様式第1号） 下記※1のとおり
イ 推薦書	大学の推薦書（様式第2号） 下記※2のとおり	大学の推薦書（様式第2号） 下記※2のとおり
ウ 学業成績証明書	1年生 最終学歴の学校が発行するもの 2年生以上 在学している大学が発行するもの ただし、編入学の場合は、最終学歴 の学校が発行するもの	在学している大学が発行するもの
エ 卒業証明書	高校の卒業証明書	高校の卒業証明書
オ 自己紹介カード	自己紹介カード（様式第3号-1）	自己紹介カード（様式第3号-2）
カ 収入関係書類	下記※3のとおり	下記※3のとおり

※1 修学資金貸与申請書（様式第1号）

- ・ 入学月の月額、1年生の場合、350,000円になります。
- ・ 予定連帯保証人は、1名は親族、1名は富山県内に住所を有する方の2名としてください。
- ・ 両親2名を連帯保証人にすることはできません。いずれか、おひとりとなります。
- ・ 富山県外出身者で、県内に予定連帯保証人に適当な方がおられない場合は、県外に住所を有する方にしてください。

※2 大学の推薦書（様式第2号）

令和6年4月現在、在学している大学長又は学部長の推薦書

※3 生計を同一にする者のうち収入を得ている父母の、前年（令和5年）等の収入金額を証明するもの

- ・ 父母ともに就業している場合には両者のものが必要です。
- ・ ご本人に収入がある場合にはご本人のものも必要です。

【所得関係各種必要書類一覧】

○印が付いた書類をご提出ください

証明書類	収入			
	① 令和5年分 源泉徴収票 (写)	② 令和6年分 給与見込書	③ 令和5年分 確定申告書 (写)	④ 令和5年分 公的年金等 源泉徴収票 (写)
■給与所得者（パート、アルバイトも含む。）				
令和4年12月以前から勤務しており、現在も勤務している	○			
令和5年1月以降、就職・転職した	○（注）	○		
令和6年1月以降、初めて就職した		○		
■自営業				
自営業・農業等を営んでいる			○	
■その他の所得者				
年金・恩給を受給している				○

○留意事項

- ① 「令和5年分源泉徴収票（写）」について
勤務先から発行される「令和5年給与所得の源泉徴収票（写）」を添付すること。
(注) 転職を令和5年1月以降に1回以上している者は、勤務した全ての勤務先からの所得がわかるもの（令和5年分源泉徴収票（写）等）を提出すること。
- ② 「令和6年分給与見込書」について
令和6年（1～12月まで）の給与見込書（賞与を含む）を作成し（様式不問）、添付すること。
- ③ 「令和5年分確定申告書（写）」について
確定申告書（写）を第一表・第二表とも添付すること。
- ④ 「令和5年分公的年金等源泉徴収票（写）」について
日本年金機構等発行のものを添付すること。

(2) 募集の期間

令和6年4月24日（水）～6月28日（金）※郵送の場合、当日消印有効

(3) 書類提出先・問合せ先

富山県 厚生部 医務課 医師・看護職員確保対策係
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
TEL 076-444-3218（直通）
E-mail doctor-t@esp.pref.toyama.lg.jp

3 貸与の決定

書類審査による選考のうえ、決定します。

地域医療再生修学資金貸与制度の概要

1 修学資金の貸与について

(1) 貸与取消し及び返還について

次の場合は貸与取消し等となり、貸与された修学資金に所定の利率（５％）を乗じて得た額を返還しなければなりません。

- ア 辞退したとき
- イ 退学したとき
- ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき（２回目の留年が決定した場合等）
- エ 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき及び死亡したとき
- オ その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき

(2) 貸与停止について

停学、休学、留年等の場合、相当期間貸与が停止されます。

2 修学資金の返還について

(1) 返還が必要な場合

次の場合は、貸与された修学資金に所定の利率（５％）を乗じて得た額を返還しなければなりません。

- ア 貸与を取消されたときなど（上記１（１））
- イ 大学を卒業した日から２年以内に医師免許を取得できなかったとき
卒業する年の国家試験に不合格となり、翌年の国家試験にも不合格となった場合、返還となります。
- ウ 次に掲げる場合となったとき
 - ・前期コースの貸与を受けた場合は、免許取得の後、臨床研修を終え、直ちに県内の公的病院等の医師にならなかったとき
 - ・後期コースの貸与を受けた場合は、免許取得の後、臨床研修を終え、直ちに県内の公的病院等の小児科、外科（※１）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※２）の医師にならなかったとき（外科（※１）、感染症内科（※２）の詳細については、表紙をご覧ください）
 - ・前期・後期コースの両方の貸与を受けた場合は、免許取得の後、臨床研修を終え、直ちに県内の公的病院等の小児科、外科（※１）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※２）の医師にならなかったとき（外科（※１）、感染症内科（※２）の詳細については、表紙をご覧ください）
 - ・臨床研修修了後の月から就業開始月までの間に、無職の状態である月が１月以上ある場合、返還となります。
- エ 免許取得後、直ちに、県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加しなかったとき
臨床研修期間が２年をこえたとき
- オ 次に掲げる場合となったとき
 - ・前期コースの貸与を受けた場合は、県内の公的病院等の医師でなくなったとき
 - ・後期コースの貸与を受けた場合は、県内の公的病院等の小児科、外科（※１）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※２）の医師でなくなったとき（外科（※１）、感染症内科（※２）の詳細については、表紙をご覧ください）
 - ・前期・後期コースの両方の貸与を受けた場合は、県内の公的病院等の小児科、外科（※１）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※２）の医師でなくなったとき（外科（※１）、感染症内科（※２）の詳細については、表紙をご覧ください）
 - ・県内の公的病院等に就業後、勤務先を変更する場合についても、前の勤務先を退職した月から新しい勤務先（公的病院等）に就職する月までの間に、無職の状態である月が１月以上ある場合、返還となります。

(2) 返還の期間、方法について

返還の期間：返還理由が発生した日（退学、県外就職、退職等）から起算して、貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に返還

返還の方法：直ちに一括払、若しくは半年賦又は年賦の均等払

3 返還の猶予について

次の場合に修学資金の返還が猶予されます。

ア 修学資金の貸与期間が満了した後、大学を卒業するまでの期間

イ 大学を卒業した後、医師免許を取得するまでの期間（ただし、2年を限度とする。）

ウ 医師免許を取得した後、引き続き行う県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに参加して行う臨床研修の期間（ただし、2年を限度とする。）

エ 県内の公的病院等（前期コースの場合）又は県内公的病院等の小児科等（後期コースの場合）の医師として診療に従事している期間

オ 知事が認める研修の期間

カ 災害、病気その他やむを得ない事情により、返還が困難であると認められるとき（その理由が継続する間に限る。ただし、2年を限度とする。）

4 修学資金の返還免除及び一部免除について

(1) 修学資金返還の全額免除について

次の場合に修学資金の返還が全額免除されます。

ア 次に掲げる場合となったとき

- 前期コースの貸与を受けた場合は、県内の公的病院等の医師として勤務した期間が、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間になったとき
- 後期コースの貸与を受けた場合は、県内の公的病院等の小児科、外科（※1）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）の医師として勤務した期間が、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間になったとき（外科（※1）、感染症内科（※2）の詳細については、表紙をご覧ください）
- 前期・後期コースの両方の貸与を受けた場合は、県内の公的病院等の小児科、外科（※1）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）の医師として勤務した期間が、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間になったとき（外科（※1）、感染症内科（※2）の詳細については、表紙をご覧ください）

イ 職務に起因する心身の故障により免職されたとき、または職務により死亡したとき

(2) 修学資金返還の一部免除について

修学資金を返還することになった場合でも、3年以上勤務した場合は、その在職月数に応じて返還額の一部が免除されます。（3年未満の期間しか勤務していなかった場合は、全額返還となります。）